Question

2

# 親族外承継における財産承継の注意点

**Q.** 後継者が親族外役員である場合の財産承継について、どのような点に注意が必要か?

要旨 後継者が親族外役員である場合は、相続権はないので自社株や事業用財産を現経営者から承継するには、贈与、売買といった生前承継を中心に考えなければなりません。 このような前提で、親族外後継者への財産承継の方法については、以下の方法が考えられます。

# 解説

### 1. 経営承継円滑化法の活用

経営承継円滑化法は、2008年10月に施行された法律です。事業承継において問題とされる資金面、遺留分対策、相続・贈与税負担への対応を定めたもので、親族外承継の場合にも活用できます。

①後継者が自社株や事業用財産を買い取る 方法

親族外承継における株式、事業用資産の取得資金や相続税の納税資金について、日本政策金融公庫が特例として融資枠を設定しています。

②遺留分に関する民法特例を活用して自社 株式の生前贈与を受ける方法

親族外後継者に自社株の生前贈与を行った場合、当該株式を遺留分の対象から除外できる制度(除外合意)と当該株式の評価額を贈与時の評価に固定して、その後の株価の値上がり分を遺留分の計算に反映させない制度(固定合意)の二つの特例があります。

### ③新事業承継税制の活用

親族外後継者に自社株式を生前贈与した場合、一定の要件の下に生前贈与株式に対して課税される贈与税の納税を猶予する制度です。

### 2. MBOの活用

投資ファンドや金融機関の資金援助を受けて、現経営者一族が保有する自社株を買い取る手法です。一部の株式を投資ファンドが保有し、後に後継者が買い取るケースもあります。経営に関して投資ファンドや金融機関との連携が必要となる点、融資の返済、ファンドが株式を保有する場合は配当金や将来の買い取り資金等が必要となる点に留意が必要です。

### 3. 所有と経営の分離

経営の承継と財産承継を切離し、自社株 や事業用財産は現経営者一族 (オーナー) が保有し続け、親族外後継者は経営に専念 するという考え方です。オーナーは会社か ら配当や事業用財産の賃貸料等を受ける一 方、後継者は業績に応じた報酬を受け取り ます。

自社株や事業用財産を買い取る必要がないので自己の資金負担はなくなりますが、 経営がうまくいかない場合は解任されるリスクも負うことになります。







Ι

# 親族外承継における財産承継のための 諸制度の活用

## くご提案のポイント>

- ・親族外承継の場合、相続での資産承継は馴染まないため、贈与、譲渡等の方法で生前に移転させることを考える必要があります。
- ・一方で、親族外承継においては、遺産相続に関して現経営者の法定相続人と利益相 反となる可能性があるので、遺留分対策等的確な目配りが重要となります。

### 1. 経営承継円滑化法の活用

経営承継円滑化法は、事業承継において問題とされる資金面、遺留分対策、相続・贈与税負担への対応を定めたもので、親族外承継の場合にも活用できます。

①後継者が自社株や事業用財産を買い取る方法

親族外承継における株式、事業用資産の取得資金や相続税の納税資金について、日本政 策金融公庫が特例として融資枠を設定しています。

②遺留分に関する民法特例を活用して自社株式の生前贈与を受ける方法

親族外後継者に自社株の生前贈与を行った場合、当該株式を遺留分の対象から除外できる制度(除外合意)と当該株式の評価額を贈与時の評価に固定して、その後の株価の値上がり分を遺留分の計算に反映させない制度(固定合意)の二つの特例があります。

③新事業承継税制の活用

親族外後継者に自社株式を生前贈与した場合、一定の要件の下に生前贈与株式に対して 課税される贈与税の納税を猶予する制度です。

### 2. MBOの活用

投資ファンドや金融機関の資金援助を受けて、現経営者一族が保有する自社株を買取る 手法です。一部の株式を投資ファンドが保有し、後に後継者が買い取るケースもあります。 経営に関して投資ファンドや金融機関との連携が必要となる点、融資の返済、ファンドが 株式を保有する場合は配当金や将来の買い取り資金等が必要となる点に留意が必要です。

#### 3. 所有と経営の分離

経営の承継と財産承継を切離し、自社株や事業用財産は現経営者一族(オーナー)が保 有し続け、親族外後継者は経営に専念するという考え方です。オーナーは会社から配当や 事業用財産の賃貸料等を受ける一方、後継者は業績に応じた報酬を受け取ります。

自社株や事業用財産を買い取る必要がないので自己の資金負担はなくなりますが、経営がうまくいかない場合は解任されるリスクも負うことになるので、オーナーと後継者の間での理解や契約をきちんとしておくべきでしょう。





